

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

〇結核指定医療機関の指定	一	〇開発行為に関する工事の完了	六
〇土地改良区の役員の就任届	一	〇右同	七
〈公 告〉		〈人事委員会規則〉	
〇児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	二	〇初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	七
〇児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出	三	〈選挙管理委員会告示〉	
〇身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	三	〇参議院（選挙区選出）議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表	八
〇知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	三	〇平成十五年十月十九日執行の橿原市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決	一四
〇知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出	三	〇平成十五年十一月九日執行の奈良県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対する決定	一五
〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請	四	〇不在者投票を取り扱う施設の所在地の変更	一八
〇奈良県中央卸売市場の関連事業者の募集	四	〇不在者投票を取り扱う施設の指定	一八

## 告示

奈良県告示第四百二十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十六年十二月三日

奈良県知事 柿本善也

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人米田医院	桜井市桜井五二六一三	平成十六年十一月一日
松宮医院	生駒市東松ヶ丘一七一一八	平成十六年十一月九日

奈良県告示第四百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山陵中山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年十二月三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 退任役員の役名、氏名及び住所
- |          |            |
|----------|------------|
| 理事 染川 芳治 | 奈良市中山町二二〇〇 |
| 〃 吉田 高幹  | 〃 〃 一二二六   |
| 〃 大川 博由  | 〃 〃 一四五七一  |
| 〃 大島谷 博之 | 〃 〃 一六〇二   |
| 〃 前川 稔   | 〃 〃 一一〇七   |

〃	岡田 邦彦	〃	中山町西一丁目七六一
〃	馬場 成晃	〃	中山町一三〇五
〃	岡田 登喜夫	〃	〃 一四五九
〃	西里 孝司	〃	山陵町二〇四一
〃	西里 安一	〃	〃 一二二八
〃	松本 義美	〃	〃 二〇一
〃	加藤 次夫	〃	〃 二一九
〃	北岡 博	〃	〃 一二三三
〃	吉岡 純一	〃	〃 一五五二
〃	出口 武男	〃	中山町一三五五
〃	岡田 道穂	〃	〃 一三三六
〃	北岡 潔	〃	山陵町三〇一
〃	奥田 善次郎	〃	〃 二八三
〃	寺岡 喜一	〃	中山町一三二九
〃	柴川 昌弘	〃	〃 一三五一
〃	大島谷 博之	〃	〃 一六〇二
〃	柴川 昌弘	〃	〃 一三五一
〃	北野 清隆	〃	〃 一三一五
〃	西澤 一晃	〃	〃 一二九八
〃	金澤 秀雄	〃	中山町西一丁目七五二
〃	西澤 三郎	〃	中山町二〇五
〃	西里 孝司	〃	山陵町二〇四一
〃	西里 安一	〃	〃 一二二八
〃	松本 義美	〃	〃 二〇一
〃	加藤 次夫	〃	〃 二一九
〃	北岡 博	〃	〃 一二三三
〃	藤川 恵三	〃	〃 四五七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 前川 稔 奈良市中山町二二〇七

公 告

〃	出口 武男	〃	中山町一三五五
〃	岡田 道穂	〃	〃 一三三六
〃	奥田 善次郎	〃	〃 二八三一
〃	吉岡 純一	〃	〃 一五五二
〃	岡田 邦彦	〃	中山町西一丁目七六一
〃	柴川 健	〃	中山町二〇一

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十二月三日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人友会	北葛城郡上牧町上牧九〇〇一	フレンズまきば	北葛城郡上牧町上牧九〇〇一	短期入所	平成十六年十二月一日
株式会社楽園	葛城市南花内二八八一	株式会社楽園	葛城市南花内二八八一	居宅介護	平成十六年十二月一日
有限会社介護のみき大和高田店	大和高田市昭和町二一三三	介護のみき西大和ケアセンター	北葛城郡河合町星和台二一〇一三三	居宅介護	平成十六年十二月一日

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年十二月三日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	変更年月 日
独立行政法 人国立病院 機構松籟荘 病院	大和郡山市小泉 町二八一五	（変更前） 国立療養所 松籟荘 （変更後） 独立行政法 人国立病院 機構松籟荘 病院	大和郡山市小 泉町二八一五	短期入所	平成十六 年四月一 日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十二月三日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
株式会社楽 園	葛城市南花内二 八八一	株式会社楽 園	葛城市南花内 二八八一	居宅介護	平成十六 年十二月

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
有限会社介 護のみき大 和高田店	大和高田市昭和 町二一三三	介護のみき 西大和ケア センター	北葛城郡河合 町星和台二一 一〇一三 シャルム星和 台一階二号	居宅介護	平成十六 年十二月 一日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十二月三日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
株式会社楽 園	葛城市南花内二 八八一	株式会社楽 園	葛城市南花内 二八八一	居宅介護	平成十六 年十二月 一日
有限会社介 護のみき大 和高田店	大和高田市昭和 町二一三三	介護のみき 西大和ケア センター	北葛城郡河合 町星和台二一 一〇一三 シャルム星和 台一階二号	居宅介護	平成十六 年十二月 一日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年十二月三日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	変更年月 日
独立行政法 人国立病院 機構松籟荘 病院	大和郡山市小泉 町二八一五	(変更前) 国立療養所 松籟荘 (変更後) 独立行政法 人国立病院 機構松籟荘 病院	大和郡山市小 泉町二八一五	短期入所	平成十六 年四月一 日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十二月三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日  
平成十六年十一月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人奈良県レクリエーション協会
- 三 代表者の氏名  
小林喬
- 四 主たる事務所の所在地  
奈良市三条大路一丁目一〇番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、県民の余暇生活を開発、充実させるため、レクリエーションの総合的な普及振興を図るとともに、レクリエーションの関する活動を行う他の団体を支援するための事業を行い、もって県民の心身の健全な発達と、明るく豊かな県民生活の形成に寄与することを目的とする。

奈良県中央卸売市場の関連事業者を次のとおり募集します。

平成十六年十二月三日

奈良県知事 柿本善也

奈良県中央卸売市場関連事業者募集要領

1 関連事業者

この要領において「関連事業者」とは、奈良県中央卸売市場条例(昭和52年4月奈良県条例第1号。以下「条例」といいます。)第30条第1項の知事の許可を受け、県が奈良県中央卸売市場内に設置する店舗において、奈良県中央卸売市場の青果部及び水産物部において取り扱う品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務その他の奈良県中央卸売市場機能の充実に資する業務又は飲食店営業その他の奈良県中央卸売市場の利用者に便益を提供する業務を行う者をいいます。

2 今回募集する関連事業者の業種、業者数等

業種	主な取扱品目	業者数	備考
総合食品	乾物、インスタントラーメン他	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて220㎡
衣料	衣料	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
金物	調理用刃物類	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡

練製品	蒲鉾、ちくわ及びてんぷら	2	店舗面積は、1階及び2階合わせて196㎡と1階及び2階合わせて55㎡
冷凍食品	各種冷凍食品	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
食堂	すし	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて84㎡
クリーニング取次ぎ	クリーニング取次ぎ	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて77㎡
薬・化粧品	家庭薬、漢方薬、化粧品他（一般販売業）	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
日用雑貨	石鹸、洗剤、ちり紙、殺虫剤及び日用雑貨	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
漆器・陶器	陶磁器、ガラス器、漆器及びメッキ食器	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて84㎡
鳥肉	鶏肉及び加工一式	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて77㎡
菓子	洋菓子、和菓子及び干菓子	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡

## 3 申請書類の受付

- (1) 日時  
平成16年12月15日(水)及び同月16日(木) 午前9時から午後4時まで
- (2) 受付場所及び問い合わせ先  
大和郡山市筒井町957-1  
奈良県中央卸売市場業務課(管理棟2階)  
電話 0743-56-7005(直通)  
(注) 郵送による申請は、受け付けません。必ず直接ご持参ください。
- 4 申請者の資格  
関連事業の許可申請者が次のいずれかに該当するときは、許可を受けることができません。
  - (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法(昭和46年法律第35号)の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。
  - (3) 中央卸売市場の関連事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
  - (4) 法人であつてその業務を執行する役員のうち(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるとき。
  - (5) 関連事業の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- 5 申請書類  
申請しようとする者は、関連事業許可申請書(第1号様式)に別表に掲げる書類を添えて知事に提出してください。  
なお、第1号様式及び別表に掲げる第2号様式から第10号様式までは、奈良県中央卸売市場業務課において交付します。
- 6 その他  
(1) 関連事業者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を県に預託しなければなりません。  
(2) 関連事業者は、条例の定めるところにより、業務上及び施設使用上各種の制限を

受け、施設使用料等の負担義務を負います。  
 (3) 同一業種において申請者が複数の場合は、選考します。  
 別表 許可申請書添付書類

	申請者が法人の場合	申請者が個人の場合	様式
1	定款		
2	登記簿謄本		
3	貸借対照表 (過去2か年)		第2号様式
4	損益計算書 (過去2か年)	申請者の営業実績書 (過去2か年)	第3号様式
5	販売品目別売上実績書 (過去2か年)	申請者の販売品目別売上実績書 (過去2か年)	第4号様式
6		申請者の資産調査	第5号様式
7	平成15年度法人事業税納税証明書	平成15年度個人事業税納税証明書及び住民税納税証明書	
8	入場後2年間における事業計画書	入場後2年間における事業計画書	第6号様式
9	株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面		第7号様式

10	業務を執行する役員の履歴書	申請者の履歴書	第8号様式
11	業務を執行する役員の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書	申請者の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書	
12	代表者の印鑑証明書	申請者の印鑑証明書	
13	役員名簿		第9号様式
14	業務を執行する役員が4の(2)及び(3)に掲げる者に該当しないことを誓約する書面	申請者が4の(2)及び(3)に掲げる者に該当しないことを誓約する書面	第10号様式
15	企業の概要及び事業所の所在地を示す書面	申請者の業務概要及び事業所の所在地を示す書面	
16	その他知事が必要と認める書類	その他知事が必要と認める書類	

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。  
 平成十六年十二月三日  
 奈良県知事 柿本善也  
 一 許可番号 平成十六年九月二十八日第七四一八九号  
 二 検査済証番号



- 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月二十六日第六一三八号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十一月二十六日第三五〇九号
- 三 開発区域に含まれる地域  
葛城市尺土五八番地及び六一番地ノ一の一部
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大和高田市西町三番地ノ二九  
株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行
- 五 公共施設の種類、位置及び区域  
道路 葛城市尺土五八番地及び六一番地ノ一の各一部  
下水道 葛城市尺土五八番地及び六一番地ノ一の各一部

- 一 許可番号  
平成十六年十一月十一日第七四一―二〇号
- 二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月二十四日第六一三七号
- 三 開発区域に含まれる地域  
北葛城郡広陵町大字平尾七七一七番地ノ一、七二七番地ノ二、七二七番地ノ三、七二八番地ノ一、七二八番地ノ三、七二九番地ノ一、七二九番地ノ五、七二〇番地ノ一、七二〇番地ノ四、七二二番地ノ一、七二二番地ノ五及び七二二番地ノ六
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
香芝市高一四二番地  
朝日商事株式会社 代表取締役 中谷勝

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。  
平成十六年十二月三日

一 許可番号  
平成十六年八月二日高土第一六一―〇号

奈良県知事 柿本善也

- 二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月十六日高土第六二二号
- 三 開発区域に含まれる地域  
香芝市高山台一丁目六番地ノ八、六番地ノ九及び六番地ノ一〇
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北葛城郡王寺町王寺二丁目六番一号  
積水ハウス株式会社 やまと営業所 所長 山口浩一

- 一 許可番号  
平成十六年九月一日高土第一六一―二二号
- 二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十八日高土第六二四号
- 三 開発区域に含まれる地域  
香芝市上中一二四八番地ノ一及び一二四八番地ノ一〇の一部
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
香芝市関屋北五丁目二番三二号  
山田正雄

**人事委員会規則**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十六年十二月三日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

**奈良県人事委員会規則第五号**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。  
第三十八条中第三号を削り、第四号を第三号とする。  
第三十九条第五号中「又は第四号」を削る。

附則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第八十六号

平成十六年七月十一日執行の参議院(選挙区選出)議員選挙の奈良県選挙区における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十二条第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十六年十二月三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

- 1. 選挙の種類 平成16年7月11日執行 参議院(選挙区選出)議員(奈良県選挙区)
- 2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 38,800,700円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	服部三男雄	所属党派	自由民主党	期間	5月6日から 7月24日まで	第1回分
出生年月日	姓氏名	籍	高麗			

収入  
主たる寄附  
(氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円  
服部三男雄君を  
助ます会  
その他の政治団体 23,000,000

支出 円  
人件費 1,993,470  
家賃費 5,787,250  
選挙事務所費 5,336,750  
集合会場費 430,500  
通信費 161,450  
交通費 0  
印刷費 3,482,564  
広告費 555,317  
文具費 194,319  
食糧費 765,000  
雑費 0

その他の寄附 0円  
その他の収入 0

今回計 23,000,000  
前回計 0  
合計 23,000,000

今回計 12,919,370  
前回計 0  
合計 12,919,370

報告書受理年月日 平成16年7月26日 第1回報告分



候補者氏名	服部 三男雄	所属党派	自由民主党	期間	7月 25日から 8月 5日まで	第2回分
出納責任者氏名	森本 尚順					

収入  
主たる寄附  
(氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円

その他の寄附 0件 0  
その他の収入 0

今回計 0  
前回計 23,000,000  
総計 23,000,000

支出 円

人件費 195,200  
家賃費 0  
選挙事務所費 0  
集合会場費 0  
通信費 455,102  
交通費 0  
印刷費 0  
広告費 814,980  
文具費 0  
食糧費 0  
休泊費 0  
雑費 267,784

今回計 1,733,046  
前回計 12,919,370  
総計 14,652,416

報告書受理年月日	平成16年 8月 5日	第2回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	服部 三男雄	所属党派	自由民主党	期間	8月 6日から 8月 27日まで	第3回分
出納責任者氏名	森本 尚順					

収入  
主たる寄附  
(氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円

その他の寄附 0件 0  
その他の収入 0

今回計 0  
前回計 23,000,000  
総計 23,000,000

支出 円

人件費 0  
家賃費 3,309,847  
選挙事務所費 3,258,450  
集合会場費 51,397  
通信費 0  
交通費 0  
印刷費 0  
広告費 229,824  
文具費 0  
食糧費 0  
休泊費 0  
雑費 900,000

今回計 4,439,671  
前回計 14,652,416  
総計 19,092,087

報告書受理年月日	平成16年 8月 27日	第3回報告分
----------	--------------	--------

候補者氏名	服部 三男雄	所属党派	自由民主党	期前	8月28日から 10月15日まで	第4回分
出納責任者氏名	森本 尚頼					

収入		支出	
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額) 円	円
その他の寄附	0件	0	人件費
その他の収入		0	家屋費
合計		0	選挙事務所費
前回計		23,000,000	集合会場費
総計		23,000,000	通信費
			交通費
			印刷費
			広告費
			文具費
			食糧費
			宿泊費
			雑費
			合計
			前回計
			総計

報告書受理年月日 平成16年10月15日 第4回報告分

候補者氏名	前川 清成	所属党派	民主党	期前	3月30日から 7月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	横東 千代子					

収入		支出	
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額) 円	円
その他の寄附	0件	0	人件費
その他の収入		0	家屋費
合計		0	選挙事務所費
前回計		11,100,000	集合会場費
総計		11,100,000	通信費
			交通費
			印刷費
			広告費
			文具費
			食糧費
			宿泊費
			雑費
			合計
			前回計
			総計

報告書受理年月日 平成16年7月26日 第1回報告分

候補者氏名	前川 清成	所属党派	民主党	期間	7月 27日から 8月 2日まで	第2回分
出納責任者氏名	榎葉 千代子					

収入 主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額) 円	支出 円
人件費		0	人件費
家屋費		0	選挙事務所費
選挙事務所費		0	集合会場費
集合会場費		0	通信費
通信費		0	交通費
交通費		0	印刷費
印刷費		0	広告費
広告費		0	文具費
文具費		0	食糧費
食糧費		0	宿泊費
宿泊費		0	雑費
雑費		92,233	
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		0	
今回計		0	今回計
前回計		11,100,000	前回計
総計		11,100,000	総計

報告書受理年月日 平成16年 8月 2日 第2回報告分

候補者氏名	前川 清成	所属党派	民主党	期間	8月 3日から 8月 17日まで	第3回分
出納責任者氏名	榎葉 千代子					

収入 主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額) 円	支出 円
人件費		0	人件費
家屋費		540,000	選挙事務所費
選挙事務所費		0	集合会場費
集合会場費		0	通信費
通信費		0	交通費
交通費		0	印刷費
印刷費		0	広告費
広告費		441,658	文具費
文具費		0	食糧費
食糧費		0	宿泊費
宿泊費		0	雑費
雑費		0	
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		0	
今回計		0	今回計
前回計		11,100,000	前回計
総計		11,100,000	総計

報告書受理年月日 平成16年 8月 17日 第3回報告分

候補者氏名	前川 清成	所属党派	民主党	期間	8月18日から 9月3日まで	第4回分
出納責任者氏名	柳東 千代子					

収入 主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額) 円	支出 円	
人件費		0	人件費	0
家屋費		0	家屋費	0
選挙事務所費		0	選挙事務所費	0
集合会場費		0	集合会場費	0
通信費		91,834	通信費	0
交通費		0	交通費	0
印刷費		742,754	印刷費	0
広告費		0	広告費	0
文具費		0	文具費	0
食糧費		0	食糧費	0
宿泊費		0	宿泊費	0
雑費		4,492	雑費	4,492
その他の寄附	0件	0	その他の寄附	0
その他の収入		0	その他の収入	0
今回計		0	今回計	839,080
前回計		11,100,000	前回計	9,918,739
総計		11,100,000	総計	10,755,819

報告書受理年月日	平成16年9月3日	第4回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	前川 清成	所属党派	民主党	期間	9月4日から 9月21日まで	第5回分
出納責任者氏名	柳東 千代子					

収入 主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額) 円	支出 円	
人件費		0	人件費	0
家屋費		0	家屋費	0
選挙事務所費		0	選挙事務所費	0
集合会場費		0	集合会場費	0
通信費		0	通信費	0
交通費		0	交通費	0
印刷費		0	印刷費	0
広告費		0	広告費	0
文具費		0	文具費	0
食糧費		0	食糧費	0
宿泊費		0	宿泊費	0
雑費		3,780	雑費	3,780
その他の寄附	0件	0	その他の寄附	0
その他の収入		0	その他の収入	0
今回計		0	今回計	3,780
前回計		11,100,000	前回計	10,755,819
総計		11,100,000	総計	10,759,599

報告書受理年月日	平成16年9月21日	第5回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	立田 至功	所属党派	日本共産党	期間	6月10日から 7月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	土岐 敏男					

収入

主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額) 円
紺谷 日出雄	医師	312,000
井上 和夫	会社員	50,000
北野 重一	団体役員	156,000
岡谷 綱	医師	50,000
今中 せつ子	福祉施設職員	36,000
谷 さゆり	無職	40,600
水谷 和宏	医師	30,000
辻 第一	医師	50,000
佐藤 真理	弁護士	40,000
小林 明吉	団体役員	100,000
松井 稔	医師	50,000
松本 律子	無職	40,000
鎌田 純夫	無職	50,000
樺山 明子	無職	50,000
日本共産党	政党	612,000
奈良県委員会		
岡田 克美	団体職員	51,000
その他の寄附	2231件	1,557,441
その他の収入		0

支出

円	
人件費	253,700
家賃費	561,000
選挙事務所費	561,000
集合会場費	0
通信費	135,480
交通費	164,219
印刷費	0
広告費	378,000
文具費	8,534
食糧費	93,085
休日費	0
雑費	62,971

今回計	3,275,041
前回計	0
総計	3,275,041

今回計	1,656,989
前回計	0
総計	1,656,989

報告書受理年月日	平成16年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	立田 至功	所属党派	日本共産党	期間	7月30日から 8月2日まで	第2回分
出納責任者氏名	土岐 敏男					

収入

主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額) 円
その他の寄附	0件	0
その他の収入		0

支出

円	
人件費	0
家賃費	0
選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	1,397,010
広告費	45,685
文具費	0
食糧費	0
休日費	0
雑費	0

今回計	0
前回計	3,275,041
総計	3,275,041

今回計	1,442,675
前回計	1,656,989
総計	3,099,644

報告書受理年月日	平成16年8月5日	第2回報告分
----------	-----------	--------

## 奈良県選挙管理委員会告示第八十七号

平成十五年十月十九日執行の橿原市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

平成十六年十二月三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

裁 決 書

奈良県橿原市木原町一二六番地

審査申立人 橋西伸明

右審査申立人から平成十六年一月十三日付けをもって提起された平成十五年十月十九日執行の橿原市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

理 由

第一 審査の申立ての趣旨及び理由の要旨

審査申立人橋西伸明（以下「申立人」という。）は、平成十五年十月十九日執行の橿原市長選挙（以下「本件選挙」という。）について、同年十月二十九日橿原市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、平成十五年十二月二十五日この異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、この決定を取り消し本件選挙は無効である旨の裁決を求めて、平成十六年一月十三日当委員会に対して審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

一 本件選挙に関し、不在者投票施設である数箇所の老人ホームにおいて特定の候補者に対する組織的な不正投票が行われたとの風評があるので、選挙の基本理念である自由公正の原則が著しく阻害され、選挙の結果に異動を及ぼしたおそれがある。

二 市が不在者投票制度の重要性を認識していたにもかかわらず、選挙を自由公正に

管理する立場にある市委員会は、組織的な不正投票について調査することなく、選挙が公正であったとの証明もしていないので、選挙の自由公正の原則が守れたとは思えない。

三 市においては老人福祉施設入所者の要介護度や痴呆症の状況について十分に把握しておらず、また、痴呆症の入所者の意思確認について明確な基準がない状況では、市委員会は、明確な指導は行えず、老人福祉施設に判断を委ねていると思えない。

四 こうした老人福祉施設の中に市から補助金が支出されているところがあり、不正投票の風評がでるのも当然で、選挙の自由公正の原則が守れたとはいえない。

第二 当委員会の判断

当委員会は、この審査の申立てを受理し、市委員会から弁明書及び再弁明書の提出を求めるとともに、申立人から反論書の提出を求め、申立人から提出された申立書等及び市委員会から提出された弁明書等に基づき慎重かつ厳正に審理した結果は、次のとおりである（なお、申立人は、口頭意見陳述の機会の付与を求めなかった。）。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定によれば、選挙が無効とされるのは、選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙の管理の任にある機関が、管理執行の手續に関する明文の規定に違反するか、又は選挙が法の基本理念である自由公正の原則を著しく阻害される手續で行われた場合を指すものである（最高裁・昭和六十一年二月十八日第三小法廷判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、その規定違反がなかったならば、選挙の結果である候補者の当落に異なった結果を生ずる可能性がある場合を指すものである（最高裁・昭和二十九年九月二十四日第二小法廷判決）。

このような観点から、申立人の主張について、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かにつき、順次検討を加えることにする。

一 第一の一の主張について

申立人は、不在者投票施設である数箇所の老人ホームにおいて組織的な不正投票の風評があるので、選挙の基本理念である自由公正の原則が著しく阻害され、選挙の結果に異動を及ぼしたおそれがあると主張しているが、申立人は単に風評がある

と主張するのみであつて具体的な事実の主張、立証がなく、また、申立人主張の事実も認めるに足る証拠もないから、申立人の主張には理由がないといわざるを得ない。

二 第一の二の主張について

申立人は、選挙を自由公正に管理する立場にある市委員会が、申立人の主張からは明確でないが不在者投票制度の重要性を認識していたにもかかわらず、不在者投票施設における不正投票の風評について調査することなく、選挙が公正であったとの証明もしていないので、選挙の自由公正の原則が守れたとは思えないと主張しているが、既に前項において述べたとおり、申立人の主張には具体的な事実の主張、立証がなく、また、申立人主張の事実もこれを認めるに足りる証拠もないから、調査や証明が必要であるとの主張を採用することはできない。その他の主張についても前項において述べたとおりである。

三 第一の三の主張について

申立人は、その主張からは明確でないが市委員会が老人福祉施設入所者の要介護度や痴呆症の状況について十分に把握しておらず、また、痴呆症の入所者の意思確認について明確な基準がない状況においては、市委員会は、明確な指導は行えず、老人福祉施設に判断を委ねているとしか思えないと主張しているが、不在者投票施設における不在者投票は、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）第五十五条第二項又は第三項（現行令では第四項）の規定に基づき当該施設の長等が不在者投票管理者となり法及び令に定められた手続に則って行われるもので、市委員会は老人福祉施設入所者の要介護度や痴呆症の状況について把握する必要はないものである。申立人の主張は失当である。

四 第一の四の主張について

申立人は、老人福祉施設の中に市から補助金が支出されているところがあるので、不正投票の風評が出、選挙の自由公正の原則が守れたとはいえないと主張しているが、不在者投票の管理は法の規定に基づき行われるものであって、単に老人福祉施設を対象とする補助金制度の存在だけをもって法の基本原則である自由公正の原則に反するとの事実を認めることはできない。

以上のとおり、申立人が選挙の無効原因として主張する理由はすべて容認し難く、本件審査の申立ては理由がないから、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成十六年十一月二十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

奈良県選挙管理委員会告示第八十八号

平成十五年十一月九日執行の奈良県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対し、次のとおり決定した。

平成十六年十二月三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

決定書

奈良県奈良市西千代ヶ丘三丁目九番六号

異議申出人 辻山清

右異議申出人から平成十五年十一月二十五日付けをもって提起された同月九日執行の奈良県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主文

本件異議の申出を棄却する。

理由

第一 異議の申出の趣旨及び理由の要旨

異議申出人辻山清（以下「申出人」という。）は、平成十五年十一月九日執行の奈良県知事選挙（以下「本件選挙」という。）を無効とする旨の決定を求めるといふものである。

その理由として申出人の主張するところを要約すれば、次のとおりである。

一 公職選挙法施行令（昭和二十二年政令第八十九号。以下「施行令」という。）第六十三条違反について

（一）不在者投票の受理不受理の決定は、「投票終了後、投票箱を閉鎖前」と明文規定があるにもかかわらず、奈良県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は市町村選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）委員長会議において「不在者投票処理は投票時間中に開封しても問題はない」との指示をした。この



ことよって市町村委員会は投票時間中に不在者投票の開始、施行令第六十三條違反を平然と執行した。その具体例として、奈良市においては午後六時、大和郡山市においては投票時間中、桜井市においては、午後二時からと証言されている。

(二) また、本件選挙は衆議院小選挙区選出議員選挙、同比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査と同日選挙となったため、投票管理者、投票立会人は投票時間中は四票の投票行動監視の職務ですら精一杯で、事務従事者のみによって長時間にわたり少しずつ開封する方法で不在者投票処理が行われたことは規定に違反している。

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第六條、第二十七條、第二十八條、第二十九條及び施行令第三十一條違反について

本件選挙で奈良市及び大和郡山市において選挙人に発送された投票所入場券が宛先不明で、奈良市においては一、〇六八枚、大和郡山市においては三〇二枚がそれぞれの選挙管理委員会に返送された。このことは、両市委員会において選挙人名簿の正確性を確保するための実態調査を怠ったためであり、これが原因で投票権を行使できなかった選挙人が皆無とはいえず、規定違反である。

三 法第二十一條、第二十二條、第四十三條違反について

奈良市の広報誌（十一月号）及び投票所入場券に本件選挙の投票資格が平成十五年七月二十七日以前の居住者と掲載されていたが、本件選挙の選挙人名簿登録日は十月二十二日であり、本件選挙の名簿登録日を衆議院選挙の名簿登録日で投票権を行使させることは投票資格のない者を投票させたことになり規定違反である。

四 選挙ポスター掲示場規定違反について

本件選挙のポスター掲示場の啓発欄には「みんなそろって投票しましょう」の啓発文字を予め刷り込むことと県委員会規程に明記されているところ、大和郡山市においては啓発欄に啓発文字はなく空欄となっていた。また、告示前に候補者用区画に啓発ポスターが貼り付けられていたことは余白利用とはいえず県委員会規程違反である。

## 第二 当委員会の判断

当委員会は、本件異議の申出を受理し、申出人に対して口頭で意見を陳述する機会を与え、申出理由の対象となっている奈良市、大和郡山市及び桜井市選挙管理委員会

（以下「三市委員会」という。）に対して職権で事実確認等を行うなど、慎重かつ厳正に審理した結果は次のとおりである。

そもそも法第二百五條第一項の規定により選挙が無効とされるのは、選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られるが、ここにおいて「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に關する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念である自由公正の原則が著しく阻害されることを指称するものであり（最高裁・昭和六十一年二月十八日第三小法廷判決）、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、その規定違反がなかったならば、選挙の結果である候補者の当落に異なつた結果を生ずる可能性がある場合を指すものである（最高裁・昭和二十九年九月二十四日第二小法廷判決）。

このような観点から、申出人の主張について、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かにつき、順次判断する。

一 第一の一の主張について

(一) 申出人は、県委員会は市町村委員会委員長会議において「不在者投票処理は投票時間中に開封しても問題はない」との指示をした旨主張するが、そのような事實はない。

本件選挙において奈良市、大和郡山市及び桜井市の区域内で不在者投票の受理不受理の決定、投票用封筒の開封及び投票用紙の投函という不在者投票処理を行う投票所（以下「関係投票所」という。）においては多数の不在者投票を取り扱う必要がある、それぞれの関係投票所の投票管理者は投票所を閉じてから不在者投票処理を開始したのでは、法第六十四條の規定に基づき予め三市委員会がそれぞれに告示した午後九時四十分、午後九時三十分、午後九時十分の開票開始予定時刻に間に合わないかと判断し、不在者投票処理をそれぞれ午後六時十五分頃、午後六時頃、午後五時二十分頃から開始したことが認められる。

ところで、不在者投票の受理不受理等の決定した施行令第六十三條第一項には「投票箱を閉じる前」と規定されているが、申出人が主張するように「投票終了後」等の具体的な詳細な規定はなく、本件不在者投票処理そのものは「第一の一の主張について(二)」でも述べるように整然と行われたことが認められ、さら

に不在者投票をした者の投票日当日における選挙権の有無については、三市委員会とそれぞれの投票所の投票管理者との間に連絡体制が整えられていて、直ちに適切な措置をとり得る状況にあり、実際、奈良市、大和郡山市及び桜井市の区域では不在者投票をした後、投票日当日に選挙権を失った選挙人は存在せず、その他不在者投票処理がこの選挙の不在者投票の効力に影響を及ぼした事実とは認められない。

(二) 当委員会で確認したところ、関係投票所に現在する選挙人が少ないとき、投票管理者は所定の席において投票立会人の意見を聴いて受理不受理の決定を行い、全ての不在者投票について当該決定を終えた後、受理と決定された投票用封筒を一斉に開封した後、投票箱に投函したことが認められ、申出人が主張するように個々ばらばらに投票の秘密が侵される方法で行われたことは認められない。

(三) 以上からすれば不在者投票処理は、適正に管理されていたものと認められ、不在者投票処理が投票時間内に行われたことのみをもってその手続が直ちに法令の規定に違反するとはいえない。

## 二 第一の二の主張について

当委員会で確認したところ、奈良市及び大和郡山市選挙管理委員会（以下「関係委員会」という。）が郵便により送付した投票所入場券が、それぞれ一、〇六八枚、三〇五枚返送された事実が認められる。しかし、投票所入場券が選挙人に届かない場合もあることから関係委員会は広報誌等により投票所入場券がなくても投票できる旨の周知を図ったことが認められる。

また、従来から関係委員会は、独自に慎重な調査を行うとともに、両市の住民基本台帳事務担当課も実態調査等を実施してその管理する住民基本台帳の整備に努めていることが認められ、選挙人名簿の正確性は期されているものと認められる。

ところで、選挙人名簿に登録された個々の内容に誤りがあったとしても、その瑕疵は、法第二十四条、第二十五条の手続きによってのみ争われるべきものであり、たとえ、それが多数にのぼる場合であっても、それだけでは個々の登録の違法を来すことがあるにとどまり、選挙人名簿自体を無効とするものではないから、このような登録の瑕疵があることをもって、選挙の効力を争うことは許されないとされている（最高裁・昭和五十三年七月十日第一小法廷判決）のであって、申出人の主張は認められない。

## 三 第一の三の主張について

本件選挙の選挙時登録は平成十五年十月二十二日に、本件選挙と同日選挙として執行された衆議院議員総選挙（以下「関係選挙」という。）の選挙時登録は同月二十七日に行われた事実がある。当委員会で確認したところ、同月一日発行の奈良市の広報誌に「七月二十二日以前から引き続き奈良市の住民基本台帳に登録され、かつ居住している人」を本件選挙において「投票できる人」として掲載したこと、同月十一日発行の同市の広報誌に「七月二十七日以前から引き続き奈良市の住民基本台帳に登録され、かつ居住している人」を本件選挙及び関係選挙において「投票できる人」として掲載したこと並びに本件選挙及び関係選挙に併用して同市選挙管理委員会が同年十月二十八日に発送した投票所入場券に「七月二十七日以前に奈良市に転入届をして、引き続き住民票に記載され居住している人」を「投票できる人」として掲載したことが認められる。

ところで、法第十九条では、選挙人名簿は各選挙を通じて一の名簿とすることが規定されているが、これは本件選挙及び関係選挙のみならず、法が適用される全ての選挙を通じて一の名簿が用いられることを規定したものである。従って、市町村委員会が、本条の規定により登録する選挙人名簿は単一のものであって、各々の選挙ごとに異なる選挙人名簿を調製する必要がないことは明らかである。

さらに、法第二十二条第二項において、市町村委員会は、選挙を行う場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会又は中央選挙管理会が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならないと規定されている。この「選挙人名簿に登録される資格」については、法第二十一条において、引き続き三箇月以上当該市町村の住民基本台帳に登録されていること等と規定されている。従って、本件選挙及び関係選挙のように選挙人名簿に登録すべき日が異なる場合は、住民基本台帳に登録されている期間の起算日が異なるのは当然であり、同市の広報誌及び投票所入場券に掲載された「投票できる人」の内容は、選挙人に周知された時点を考慮すれば妥当なものといわざるを得ない。

当委員会で確認したところ、同月二十七日に行われた関係選挙の選挙時登録において新たに同市の選挙人名簿に登録された者が一七人あることが認められるが、法第十九条の規定により当該登録された者も本件選挙において投票できることは明

四 第一の四の主張について  
らかであり、投票資格のない者に投票させたとする申出人の主張は失当である。

当委員会で確認したところ、本件選挙のポスター掲示場の啓発欄に「みんなそろって投票しましょう」の文字が記載されていない期間が本件選挙の選挙期日の告示前にあったことは認められる。

ポスター掲示場の様式、区画数等については県委員会が市町村委員会に通知することとなっているところ、大和郡山市選挙管理委員会はポスター掲示場の設計、入札及び作成期間等を考慮した結果、県委員会からの通知を待たずに、啓発欄を空白としたまま入札担当部署に手続を依頼したことが認められる。

ポスター掲示場の啓発欄は選挙啓発に使用する目的で設けられたものであり、同市選挙管理委員会は、ここに選挙啓発用ポスターを掲示したのであるから、当該啓発欄は選挙啓発に使用されていたことは明らかである。

法第六条は、選挙管理委員会が選挙が公正かつ適切に行われるよう努め、選挙に際しては、選挙に関する事項を選挙人に周知させるよう定めている。しかし、この規定はいわゆる効力規定ではなく、その内容も抽象的であるため、選挙管理委員会がこの規定の趣旨に著しく違反し、そのため選挙の結果に異動を及ぼすおそれが生じたと認められる場合のほか、選挙の管理執行手続きに違反すると解することはできない。仮に同市選挙管理委員会が設置したポスター掲示場の啓発欄が空白であった期間があったとしても、特段右記載の事情は認められない。

また、申出人は本件選挙の選挙期日の告示前にポスター掲示場の候補者用の区画に選挙啓発用ポスターが掲示されていた旨主張するが、そのような事実は認められない。

以上のとおり、本件選挙を無効とする申出人の主張は、いずれも理由がない。よって、当委員会は本文のとおり決定する。

平成十六年十一月二十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

奈良県選挙管理委員会告示第八十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二

号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり所在地の変更があった。  
平成十六年十二月三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

名称		所在地	
当麻病院	新	葛城市染野五二〇	
	旧	北葛城郡当麻町大字染野五二〇	
特別養護老人ホーム ウォームヴィラ新庄園	新	葛城市平岡五二八	
	旧	北葛城郡新庄町大字平岡五二八	
特別養護老人ホーム 当麻園	新	葛城市南今市三七二	
	旧	北葛城郡当麻町大字南今市三七二	

奈良県選挙管理委員会告示第九十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成十六年十二月三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

名称	所在地
介護老人保健施設 ものみの郷	生駒郡三郷町信貴山東二一五〇番三三三号


【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。